

## 佐々町 3 世代同居・近居促進事業補助金実施要綱

### (趣旨)

第 1 条 町は、安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成を促進するため、新たに 3 世代で同居又は近居するために住宅を新築若しくは改修する者又は住宅を取得する者に対し、予算の定めるところにより、佐々町 3 世代同居・近居促進事業補助金を交付するものとし、その交付については、佐々町補助金等交付規則（平成元年 12 月 18 日規則第 15 号。以下「規則」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 小学生以下の子ども（妊娠中を含む）がいる子育て中の世帯をいう。
- (2) 子育て希望世帯 子どものいない夫婦（婚姻の届出を行った者又は婚姻することが確実な者）で、夫婦の合計年齢が申請時において 80 歳以下の出産を希望する世帯をいう。
- (3) 3 世代 子育て世帯を含む 3 つ以上の世代又は子育て希望世帯を含む 2 つ以上の世代をいう。
- (4) 同居 同一住宅に居住することをいい、同一敷地内にある離れに居住することを含む。
- (5) 近居 3 世代が町内に居住することをいう。
- (6) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものを除く。）をいう。
- (7) 中古住宅 前号に定める新築住宅以外の住宅で、補助を受ける者及び 3 親等以内の者の所有でない住宅をいう。

### (補助対象住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅は、関係法令に適合して建てられる又は建てられたものであって、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分に限る）
- (2) マンション等の共同住宅等（2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）

### (補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町税を滞納していない者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度の 4 月 1 日以降に新たに 3 世代で同居又は近居するために住宅を新築又は改修しようとする者
- (2) 当該年度の 4 月 1 日以降に新たに 3 世代で同居又は近居するために新築住宅又は中古住宅を取得（以下「住宅の取得」という。）しようとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に要する経費とする。

- (1) 新たに3世代で同居又は近居するための新築工事又は別表1に示す改修工事
  - (2) 新たに3世代で同居又は近居するための住宅の取得
- 2 前項第1号に示す改修工事については、町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人が施工するものに限る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
- (1) 補助金の交付決定前に着工又は売買契約したもの
  - (2) 第10条に定める実績報告が事業実施年度の1月末日までに提出できないもの
  - (3) その他町長が不相当と認める工事又は売買

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の5分の1以内とし、かつ住宅1件あたり20万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び交付の決定)

第7条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐々町3世代同居・近居促進事業補助金交付申請書（第1号様式）1部を、別表2の（い）欄に掲げる補助対象者の区分に応じ（ろ）欄に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- 2 規則第4条に規定する町長が定める日は、事業実施年度の11月30日（休日となる場合はその直前の平日）とする。
- 3 町長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対して佐々町3世代同居・近居促進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）を通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容に変更が生じる場合は、佐々町3世代同居・近居促進事業補助金変更交付申請書（第5号様式）1部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前条第1項の申請で添付した書類の内、変更となるもの
  - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する場合において、補助金の交付決定額に変更がないときは、交付決定者は佐々町3世代同居・近居促進事業補助金内容変更届出書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
- (1) 前条第1項の申請で添付した書類の内、変更となるもの
  - (2) その他町長が必要と認める書類
- 3 前条第3項の規定は、第1項について準用する。この場合において、同条第3項中「佐々

町3世代同居・近居促進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）」とあるのは、「佐々町3世代同居・近居促進事業の計画変更承認書及び佐々町3世代同居・近居促進事業補助金交付決定変更通知書（第7号様式）」と読み替えるものとする。

（事業の中止）

第9条 交付決定者は、事業を中止しようとするときは、佐々町3世代同居・近居促進事業中止届（第8号様式）1部を、町長に提出するものとする。この場合において、町長は第7条第3項及び前条第3項に定める交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、工事又は住宅の取得が完了したときは、速やかに、佐々町3世代同居・近居促進事業完了実績報告書（第9号様式）1部を、別表3の（い）欄に掲げる補助対象者の区分に応じ（ろ）欄に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、特に必要があると認める場合は、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

（額の確定）

第11条 町長は、前条に基づき補助の内容が適当と認めた場合に限り、交付すべき補助金の額の確定を行い、佐々町3世代同居・近居促進事業補助金交付確定通知書（第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、補助の内容がこの要綱に定める内容に適合していないと認めたときは、交付決定者に対し、佐々町3世代同居・近居促進事業不適合通知書（第11号様式）により通知したうえで、是正を指導するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、佐々町3世代同居・近居促進事業補助金交付請求書（第12号様式）1部を、町長に提出するものとする。

（意見の聴取及び立入調査）

第13条 町長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえで補助対象住宅への立入調査を行うことができるものとする。

（その他）

第14条 他の公的補助金等の対象となる事業は、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分についてのみ、補助対象とすることができる。

2 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

3 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書

類、帳簿等を備え付け、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 4 規則第19条の規定による町長の承認を受けて財産を処分したことにより、収入があった場合は、町長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。
- 5 補助金の交付は、同一住宅について、1回限りとする。
- 6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1

交付の対象となる経費	項目	工事の内容等
新たに3世代で同居又は近居するための改修工事費	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設 等
	設備の改修	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設
	バリアフリーリフォーム	①通路又は出入口の幅を拡張する工事 ②階段の勾配を緩和する工事 ③手すりを取り付ける工事 ④段差を解消する工事 ⑤出入り口の戸を改良する工事 ⑥床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
	断熱改修	①屋根（天井）、外壁、床の断熱改修 ②窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入れ替え

別表 2

(い)	(ろ)
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を新築する者	(1) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票 (2) 3世代の関係が確認できる戸籍 (3) 子育て世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し (4) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の佐々町税を滞納していないことが確認できる書類（納税証明書等） (5) 事業計画書兼補助金算定書（第2号様式） (6) 近居の要件が確認できるもの (7) 各階平面図 (8) 工事見積書の写し (9) 事業前アンケート (10) その他市・町長が必要と認める書類
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を改修する者	(1) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票 (2) 3世代の関係が確認できる戸籍 (3) 子育て世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し (4) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の佐々町税を滞納していないことが確認できる書類（納税証明書等） (5) 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書、家屋台帳等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 事業計画書兼補助金算定書（第2号様式）</li> <li>(7) 補助対象リフォーム工事費内訳書（第3号様式）</li> <li>(8) 近居の要件が確認できるもの</li> <li>(9) 現況写真（補助対象住宅の全景写真及び補助を受ける改修工事の部分、部位並びに設備ごとに着工前の状況を撮影したもの）</li> <li>(10) 改修部分の平面図（改修工事前後）</li> <li>(11) 工事見積書の写し</li> <li>(12) 事業前アンケート</li> <li>(13) その他市・町長が必要と認める書類</li> </ul>
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を取得する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票</li> <li>(2) 3世代の関係が確認できる戸籍</li> <li>(3) 子育て世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等</li> <li>(4) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の佐々町税を滞納していないことが確認できる書類（納税証明書等）</li> <li>(5) 建物の登記事項証明書</li> <li>(6) 事業計画書兼補助金算定書（第2号様式）</li> <li>(7) 近居の内容がわかるもの</li> <li>(8) 現況写真（補助対象住宅の全景写真）</li> <li>(9) 住宅の取得に係る経費が分かるもの</li> <li>(10) 事業前アンケート</li> <li>(11) その他市・町長が必要と認める書類</li> </ul>

別表3

(い)	(ろ)
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を新築した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票</li> <li>(2) 完成写真（全景写真）</li> <li>(3) 領収書の写し等（支払が確認できるもの）</li> <li>(4) 事業後アンケート</li> <li>(5) その他市・町長が必要と認める書類</li> </ul>
新たに3世代で同居又は近居するために住宅を改修した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票</li> <li>(2) 施工中及び完成写真（補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備ごとに撮影したもの）</li> <li>(3) 納品書等（滑りにくい床材、断熱材、断熱窓その他性能が求められるもので市（町）長が必要と認めるもの）</li> <li>(4) 領収書の写し等（支払が確認できるもの）</li> <li>(5) 事業後アンケート</li> <li>(6) その他市・町長が必要と認める書類</li> </ul>

新たに3世代で同居又は近居するために住宅を取得した者	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票</li><li>(2) 領収書の写し等（支払が確認できるもの）</li><li>(3) 売買契約書の写し</li><li>(4) 事業後アンケート</li><li>(5) その他市・町長が必要と認める書類</li></ul>
----------------------------	---